

大津市感染症予防計画 パブリックコメント(案)について

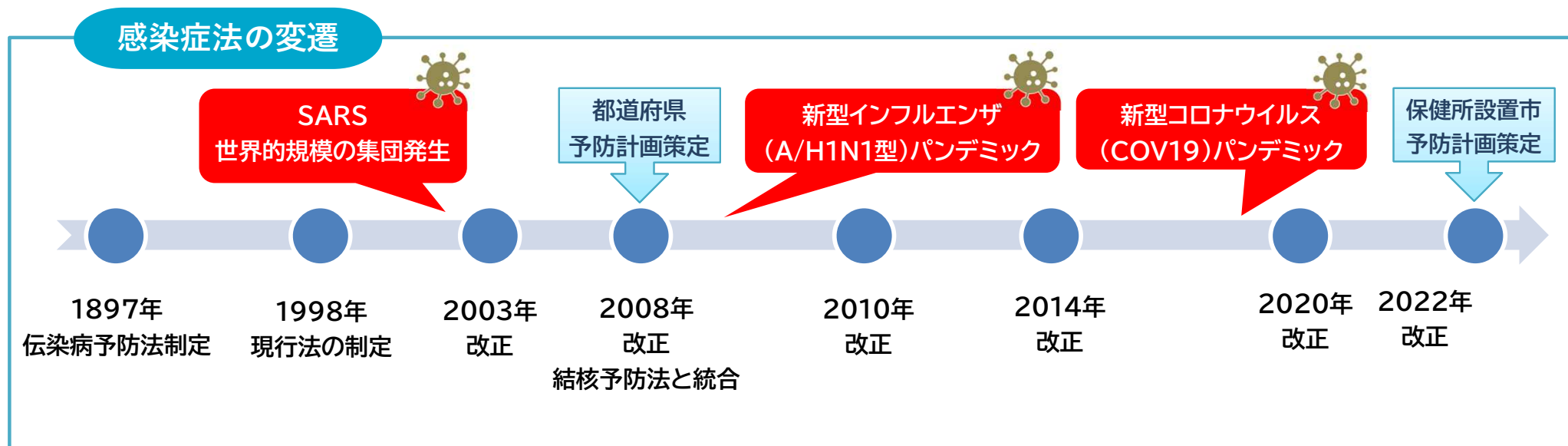
健康保険部保健所保健予防課
令和5年12月14日

目次

1. 計画の策定にあたって ……P 3
2. 計画の構成 ……P 6
3. 計画の概要 ……P 8
4. 計画策定のスケジュール ……P 27
5. パブリックコメントの実施について ……P 28

1. 計画の策定にあたって

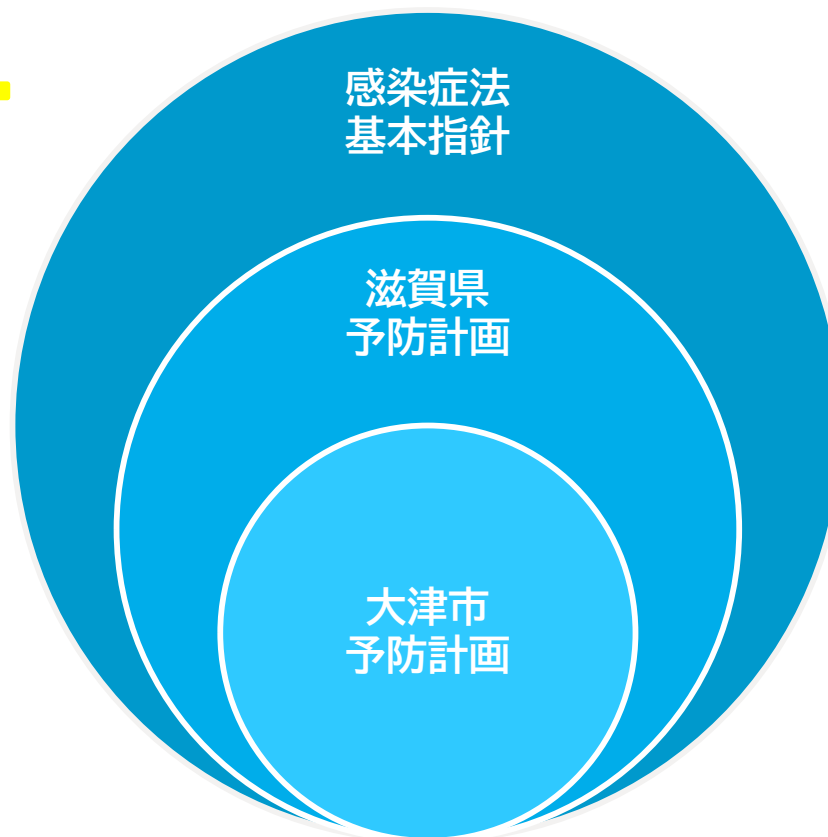
計画策定の背景



新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改定感染症法が令和4年12月9日に公布され、保健所設置市への予防計画の策定が義務づけられた。

1. 計画の策定にあたって

計画の位置づけ



＜参考＞感染症法第10条(予防計画)第14項(令和6年4月1日施行)
保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

1. 計画の策定にあたって

計画の目的

平時(感染症対応時以外)

- 関係機関との連携
- 保健所や検査等の体制強化
- ICT化の推進

感染症対応時

- 感染症対応人員の受入
- 関係機関との迅速な連携
- 滋賀県との業務の一元化
- 保健所機能の維持

新興感染症への迅速な対応

2. 計画の構成

基本指針上の記載項目

| 区分 | 記載(任意)項目数 |
|--------|-----------|
| 都道府県 | 16(3) |
| 保健所設置市 | 13(4) |



大津市では保健所設置市の
任意事項も含め13項目を記載

2. 計画の構成

- ※赤字は任意項目
- 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - 第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策
 - 第3 感染症の病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
 - 第4 検査実施体制及び検査能力の向上
 - 第5 感染症患者の移送体制の確保
 - 第6 検査体制の確保等に係る目標
 - 第7 宿泊施設に関する事項
 - 第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
 - 第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
 - 第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
 - 第11 保健所の体制の確保
 - 第12 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止等の対応
 - 第13 その他予防に関する重要事項

3. 計画の概要

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

計画案 P 1~5

コロナ対応時の課題

関係機関等との感染症対応の協議が感染症の発生後まで行われなかったことから、医療調整等に時間を要した。

目指す方向性

関係機関及び関係部局との平時からの連携

ポイント

- 「滋賀県感染症対策連携協議会」への参画による関係機関等との連携強化
- 社会福祉施設の意識向上のために、所管課との研修会の実施
- 策定した予防計画における取組の報告及び見直し

記載項目

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 1 事前対応型の体制の構築 | 5 市の果たすべき役割 |
| 2 市民1人1人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 | 6 市民の果たすべき役割 |
| 3 人権の尊重 | 7 医師等の果たすべき役割 |
| 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 | 8 獣医師等の果たすべき役割 |
| | 9 予防接種 |

3. 計画の概要

滋賀県感染症対策連携協議会

設置目的

滋賀県の感染症健康危機管理対策について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、新たな感染症等の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法に基づき、関係機関連携による平時からの取組の推進を目的とした、「滋賀県感染症対策連携協議会」が令和5年6月30日に設置された。

<参考> 感染症法第10条の2(都道府県連携協議会)第1項 (令和4年12月9日交付)

都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会を組織するものとする。

協議事項

- (1) 感染症の予防計画に関すること(部会を設置し、個別項目の詳細を協議)
- (2) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に必要な事項に関すること
- (3) 協議会の目的を達成するための必要な事項に関すること

3. 計画の概要

滋賀県感染症対策連携協議会の構成員

| 区分 | 所属 | 区分 | 所属 |
|--------|----------------|------|--------------------|
| 都道府県 | 滋賀県 | 関係団体 | 滋賀県医師会 |
| 保健所設置市 | 大津市 | | 滋賀県病院協会 |
| 医療機関 | 市立大津市民病院 | | 滋賀県歯科医師会 |
| | 済生会滋賀県病院 | | 滋賀県薬剤師会 |
| | 公立甲賀病院 | | 滋賀県看護協会 |
| | 近江八幡市立総合医療センター | | 滋賀県臨床検査技師会 |
| | 彦根市立病院 | | 滋賀県老人福祉施設協議会 |
| | 長浜赤十字病院 | | 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 |
| | 高島市民病院 | | 滋賀県児童成人福祉施設協議会 |
| | 滋賀県立総合病院 | | 市長会 |
| 学識経験者 | 滋賀医科大学 | | 町村会 |
| 消防機関 | 消防長会 | | 保健所長会 |

3. 計画の概要

第2 感染症発生の予防及びまん延の防止のための施策

計画案 P 6~14

コロナ対応時の課題

社会福祉施設と所管課との連携や研修を実施していたが、施設内療養に対する訓練等が不十分であった。

目指す方向性

感染症の予防とまん延防止に係る役割の明確化

ポイント

- 医療機関における感染症患者の適切な届出による情報の集約
- 社会福祉施設等の所管課との情報共有による連携強化

記載項目

1 感染症発生の予防
(1)~(7)

2 感染症のまん延の防止
(1)~(9)

3. 計画の概要

第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

計画案 P 15

コロナ対応時の課題

感染症患者の増加にともなう届出の記載の不備や患者情報の入力の手間雑さにより、医療機関や保健所の業務にひっ迫が生じた。

目指す方向性

情報の収集と共有に関するDXやICT化の推進

ポイント

- 発生届、調査等の情報の報告、管理のICT化による情報共有の迅速化
- 衛生科学センターとの連携による市民への感染症の正確な情報の発信

3. 計画の概要

第4 検査実施体制及び検査能力の向上

計画案 P 16~17

コロナ対応時の課題

検査実施能力及び体制の確保不足から、十分な検査が実施できず、感染症患者の発見の遅れや市民の不安が生じた。

目指す方向性

検査体制の強化及び迅速な体制の切替

ポイント

- 滋賀県、市、民間検査会社の三者による検査措置協定の締結
- 滋賀県、衛生科学センターとの連携による保健所検査の役割の明確化

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 検査の実施体制
- 3 検査能力の向上の方向性
- 4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための連携

3. 計画の概要

第5 感染症患者の移送体制の確保

計画案 P 18~19

コロナ対応時の課題

流行の初期に職員が移送を行っていたため、保健所業務がひっ迫した。市外医療機関受診患者の移送の調整に時間を要した。

目指す方向性

協定締結と役割の明確化による移送体制の強化

ポイント

- 消防機関と県内の民間移送機関との感染症患者の移送協定の締結
- 関係機関間との移送における患者ごとの役割分担の明確化

記載項目

- 1 感染症患者の移送体制の確保に関する考え方
- 2 移送に係る体制
- 3 消防機関及び民間事業者等との連携
- 4 新興感染症等発生時の移送体制
- 5 関係各機関及び関係団体との連携

3. 計画の概要

感染症患者の移送の役割

計画案 P 19

| 移送車 | 対応の可否 | | | |
|---------|--------------------------------------|--------|-----|----------------|
| | 入院・入所 | | | 外来受診・ 透析通院等 |
| | 重症・中等症 | 軽症・無症状 | 要配慮 | |
| 保健所移送車 | × | ○ | ○ | ○ |
| 民間救急車 | △ | ○ | ○ | ○ |
| 民間機関移送車 | × | ○ | ○ | ○ |
| 消防救急車 | 緊急性が高い場合(救急搬送):○ 保健所の移送能力を超える場合:△ | | | × |

○:対応可 ×:対応不可 △:状況に応じて対応

3. 計画の概要

第6 検査体制の確保等に係る目標

計画案 P 20~22

コロナ対応時
の課題

想定外の流行拡大により、検査等の体制整備に遅れが生じた。

目指す方向性

次期感染症の発生に備えた目標値の設定

ポイント

- 感染症の検査数の目標設定
- 保健所職員等の研修・訓練の実施
- 感染症対応職員数に関する目標

記載項目

- 1 目標設定に係る基本的な考え方
- 2 検査体制の確保に係る目標
- 3 保健所職員等の人材養成に係る目標
- 4 保健所の体制整備に係る目標

3. 計画の概要

検査体制の確保に係る目標値

| 検査実施機関 | 目標値【流行初期】 件/日 (発生公表後1か月以内) | 目標値【流行初期以降】 件/日 (発生公表後6か月まで) |
|----------|-------------------------------|---------------------------------|
| 衛生科学センター | 105 | 105 |
| 医療機関 | 45 | 1,020 |
| 民間検査機関 | | |

保健所の体制整備に係る目標

| 項目 | 目標人員数(人) |
|---|----------|
| 新型インフルエンザ等発生等公表期間において想定される業務量に対応する人員確保数 | 76 |
| IHEAT要員の確保数 | 25 |

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

3. 計画の概要

研修・訓練に係る目標値

| 大津市保健所職員等が参加する研修・会議・訓練 | | |
|------------------------|-----------------------|-------|
| 実施主体 | 内容 | 目標値 |
| 国 関係機関 関係団体 | 感染症集団発生対応に係る研修 | 年1回 |
| | 一類感染症患者の受け入れ体制整備に係る研修 | 年1回 |
| | 阪神地区感染症懇話会 | 年1回 |
| | 感染症に係る学会 | 年1回 |
| | 結核予防に係る研修 | 年1回 |
| | 病原体の梱包運搬に係る研修 | 年1回 |
| 滋賀県 | 保健所職員向け研修会等 | 年1回以上 |
| 大津市保健所が実施する研修・会議・訓練 | | |
| | 内容 | 目標値 |
| | 患者搬送訓練 | 年1回以上 |
| | 感染症有事を想定した実践的な訓練 | 年1回以上 |
| | 積極的疫学調査、健康観察実施研修 | 年1回以上 |
| | 鳥インフルエンザ対応研修 | 年1回以上 |
| | 児童福祉施設向け感染症対応研修 | 年1回以上 |
| | 高齢者及び障害者施設向け感染症対策研修 | 年1回以上 |
| | 医療機関向け感染症対策研修 | 年1回以上 |

3. 計画の概要

第7 宿泊施設に関する事項

計画案 P 23

コロナ対応時の課題

市内の宿泊療養施設が少なく、市外施設への移動により患者に負担が生じた。

目指す方向性

宿泊療養施設の確保のために滋賀県と連携

ポイント

- 自宅療養者及び軽症者のための療養施設の調査と協議の実施
- 滋賀県への市内の療養施設情報の提供

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 県との役割分担

3. 計画の概要

第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

計画案 P 24~25

コロナ対応時の課題

自宅療養者の急増により健康観察や生活支援が追いつかなくなった。社会福祉施設内の療養者の増加により施設職員が疲弊した。

目指す方向性

健康観察体制の確保及び業務の一元化

ポイント

- 滋賀県、市、民間事業者の三者間での委託契約による業務の一元化
- 外出自粛対象者への支援物資の移送等に関する役割分担の明確化
- 社会福祉施設における感染症発生時の感染症対策の指導

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 外出自粛対象者の健康観察等の体制
- 3 健康観察や生活支援における県並びに関係機関・団体との連携
- 4 施設等との連携及び感染防止対策の推進

3. 計画の概要

第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに 感染症患者等の人権の尊重

計画案 P 26~27

コロナ対応時 の課題

感染症の情報に対する不適切な認識や
感染患者の個人情報に関する問い合わせがあった。

目指す方向性

感染症情報の適切な公表と個人情報保護の徹底

ポイント

- 個人情報保護の徹底と医療機関等への注意喚起
- 患者への差別や偏見の排除のための感染症情報の適切な公表

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及
- 3 患者情報の流出防止
- 4 国、都道府県、医療関係団体及び報道機関等との連携方策

3. 計画の概要

第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

計画案 P 28~29

コロナ対応時の課題

感染症対応の経験者が少なく、コロナ対応と並行して応援職員への研修指導が必要となり、本務職員への負担や対応の遅れが生じた。

目指す方向性

平時からの職員養成のための研修等の実施

ポイント

- 関係機関が実施する研修への職員の積極的な参加による職員の資質向上
- 職員への研修の実施と感染症対応職員の情報共有

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 研修会への参加、研修及び訓練の実施
- 3 IHEATの活用及び実践的な訓練の実施
- 4 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- 5 関係機関及び関係団体との連携

3. 計画の概要

第11 保健所の体制確保

計画案 P 30~32

コロナ対応時の課題

保健所への応援職員動員までに時間がかかった。
専門職員の長期の兼務により感染症対策以外の業務が縮小された。

目指す方向性

感染症有事の迅速な保健所体制の確保

ポイント

- 有事の感染症対応職員の選定及び体制の確保
- 保健所に総合的なマネジメントを担う統括保健師の配置
- 県との連携による業務の一元化等による保健所業務の負担の軽減

記載項目

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症予防に関する保健所の体制の確保
- 3 感染症対応における保健所業務と体制整備
- 4 応援派遣等やその受入れ

3. 計画の概要

感染症対応における保健所業務及び対応人員表

| 業務 | 市内患者発生 | 厚生労働大臣 発生公表 | 公表1週間後 | 公表1か月後 | 公表3か月後 | 公表6か月後 |
|----------------------|--------|----------------|------------------------|--------|-----------|--------|
| 積極的疫学調査 | 職員対応 | | 職員・IHEAT対応 | | | |
| 施設調査 | 職員対応 | | 職員・IHEAT対応 | | | |
| 健康観察 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | 業務委託<一元化> | |
| 受診相談(患者) | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | 業務委託<一元化> | |
| 証明書の発行 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | 業務委託<一元化> | |
| パルスオキシメーター の配送・回収 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | 業務委託<一元化> | |
| 受診相談(患者以外) | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | 業務委託<一元化> | |
| 生活支援物資の受付・配送 | 職員対応 | | | | 業務委託 | |
| 保健所検査(検体採取) | 職員対応 | | | | 業務委託<一元化> | |
| 検体配送 | 職員対応 | | | 業務委託 | 業務委託<一元化> | |
| 患者移送 | 職員対応 | | | | 業務委託<一元化> | |
| 入院調整 | 職員対応 | | 業務の集約(コントロールセンターへ調整依頼) | | | |
| 発生届受理 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | | |
| 感染症診査協議会関連事務 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | | |
| 公費負担申請関係事務 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | | |
| 患者情報の記録 | 職員対応 | | 職員・派遣職員対応 | | | |
| 情報提供・啓発等 | 職員対応 | | | | | |
| 物品調達・所内体制整備 | 職員対応 | | | | | |

3. 計画の概要

第12 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止等の対応

計画案 P 33

コロナ対応時の課題

県からの応援職員を受け入れたが、調査様式などが異なったため、オリエンテーションが必要となった。

目指す方向性

緊急時の関係機関との情報共有と連携強化

ポイント

- 緊急時における国、滋賀県、消防機関との迅速な情報共有及び連携
- 滋賀県との円滑な応援職員等の相互派遣のための連携強化

記載項目

- 1 国及び県等との連絡体制
- 2 関係機関及び関係団体等との連絡体制
- 3 国または県から派遣された職員や専門家の受入れ体制

3. 計画の概要

第13 その他予防に関する重要事項

計画案 P 34~36

コロナ対応時の課題

災害発生や外国人対応等の想定が不足したため、該当事案が生じた際に応急的な対応となっていた。

目指す方向性

災害発生時及び外国人対応等の対策の検討

ポイント

- 災害発生時における感染症対策の実施と関係機関との役割の明確化
- 多言語対応可能な情報周知やコミュニケーションツールの導入
- 動物由来感染症の発生とまん延の防止のための衛生科学センターとの連携
- 医療機関における薬剤耐性検査の実施状況の把握

記載項目

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 施設内感染の防止 | 4 外国人に対する対応 |
| 2 災害防疫 | 5 薬剤耐性対策 |
| 3 動物由来感染症対策 | |

4. 計画策定のスケジュール

| | 日程 | 予防計画 | 滋賀県感染症対策連携協議会・部会 | 庁内協議等 |
|----------------|-----|--------------------------|---|----------------|
| 準備 | 4月 | 基本指針の提示(国) 次期感染対策役割確認 | | |
| | 5月 | 骨子素案作成 | | |
| 現状分析 課題抽出 | 6月 | 部会担当者の決定 | | |
| | 7月 | 骨子案修正 | 第1回 連携協議会（計画骨子、部会の設定） 第1回 部会（個別項目検討） | |
| 対応検討 合意形成 | 8月 | 個別項目作成 | 第2回 部会（検討状況反映後再協議） | |
| | 9月 | 素案作成 | 第2回 連携協議会（部会検討状況説明） | 教育厚生常任委員会概要説明 |
| 予防計画策定 | 10月 | 消防移送協定協議 | | |
| | 11月 | 医療措置協定圏域協議 | | 関係部署への意見照会 |
| 策定計画報告 体制整備 | 12月 | パブリックコメント実施 | 第3回 部会（協定案検討等） 第3回 連携協議会（計画案） | 教育厚生常任委員会計画案説明 |
| | 1月 | | | |
| | 2月 | 検査機関協定、移送業者協定 | | |
| | 3月 | 最終案報告 | 第4回 連携協議会（パブリックコメント、協定） | 教育厚生常任委員会最終案説明 |

5. パブリックコメントの実施について

(1) 意見募集期間

令和5年12月27日(水) から 令和6年1月26日(金) まで

(2) 意見募集方法

市のホームページに掲載、市政情報課及び保健予防課で閲覧

(3) 意見提出の方法

保健予防課へ直接又は郵便、ファックスもしくはメールで提出。
書面による提出が困難な場合は、保健予防課へ連絡。

(4) その他

- ア 御提出いただいた意見等及びそれに対する市の考え方をそれぞれ整理し、内容を公表。
- イ 滋賀県感染症対策連携協議会で最終審議し、意見を聴取した上で、計画最終案として取りまとめる。